

# 特定非営利活動法人エンツリー定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エンツリーという。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都府中市に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対して、子育て期、熟年期などさまざまのライフステージの中で生涯学習の流れに沿って学習を進めてきた多くの女性の学びが、単に学びに終わるだけでなくボランティア活動、市民活動、就労、起業など、より積極的な形での社会参画につながることを支援する事業を行い、加えて社会教育施設等の管理運営を通じて、すべての世代・性別・国籍を超えた住民の学びと交流を支え、地域に根差した生涯学習の推進、より暮らしやすい地域づくり、子どもの健全育成、男女共同参画社会の形成促進および多文化共生社会の実現に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言または援助の活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 女性の社会参画に関する情報提供ならびに支援事業
- (2) 市民団体、自主サークル等の運営相談、支援事業
- (3) 子育てに関する情報提供ならびに支援事業
- (4) コミュニティビジネスに関する情報提供ならびに支援事業
- (5) 男女共同参画社会の形成促進に寄与するための啓発広報事業
- (6) 人権擁護、国際協力に関する情報提供ならびに支援事業

- (7) 社会教育（生涯学習）施設等の管理運営及び社会教育（生涯学習）振興事業の企画・実施
  - (8) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- (1) 機関誌、ホームページへの広告掲載事業
  - (2) 物品販売事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会員

### （種別）

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 登録会員 この法人の目的に賛同し活動を支援するために入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

### （入会）

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### （入会金及び会費）

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### （会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### （退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、議決の前にあらかじめ通知するとともに当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金の不返還)

第12条 すでに納入した入会金、会費は、返還しない。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上 2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任して総会に報告し、監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は法人の業務についてこの法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し理事に関する必要な事項は理事会の議決を経て、また監事に関する必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

#### (種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

### (総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

### (総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算の承認
- (4) 事業報告及び決算の承認
- (5) 監事の選任又は解任、及び報酬
- (6) 解散における残余財産の帰属
- (7) その他運営に関する重要事項

### (総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

### (総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### (総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

### (総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

### (総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合にはこの限りでない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又はファクス、電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### (総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、オンライン会議システム（web会議システム）を通じて出席することができるほか、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（オンライン、書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
  - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

#### (理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事からの招集の請求があったとき。

#### (理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又はファクス、電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### (理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、オンライン会議システム（web会議システム）を通じて出席することができるほか、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又はファクス、電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

### (構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他事業に関する資産の2種とする。

### (管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### (会計区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業会計、その他事業会計の2種とする。

### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

- (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

#### (合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

#### (公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のホームページにおいて行う。

## 第9章 雜 則

#### (細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	吉田 恭子
副理事長	廣木 尚子 (廣木 佑実)
理事	沖藤典子
理事	金谷 千慧子

理 事 高比良 正 司  
理 事 竹 内 謙  
理 事 山 本 智 子  
監 事 三重野 龍 治

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成22年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成21年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)	入会金	正会員 (個人)	1,000円
		登録会員 (個人)	1,000円
		賛助会員 (個人・団体)	0円
(2)	年会費	正会員 (個人)	6,000円
		登録会員 (個人)	2,400円
		賛助会員 (個人) 一口	1,000円 (1口以上)
		(団体) 一口	10,000円 (1口以上)

- 7 この法人の入会金、年会費を令和3年5月18日より以下のとおり変更する。

(1)	入会金	なし	
(2)	年会費	正会員 (個人)	3,000円
		登録会員 (個人)	1,200円
		賛助会員 (個人) 一口	1,000円 (1口以上) (変更無)
		(団体) 一口	10,000円 (1口以上) (変更無)

#### 附則

この定款は令和5年3月10日から施行する。

#### 附則

この定款は令和5年6月29日から施行する。

#### 附則

この定款は令和 年 月 日から施行する。

## 令和7年度

## 事業計畫

特定非営利活動法人エンツリー

## 1 事業実施の方針

- 府中事業のうち、市民活動センター「プラット」指定管理事業では、市民協働に資する講座の運営や市民活動団体育成のイベントや情報提供、協働のコーディネートなどを積極的に推進していきます。
- 多文化共生センター「DIVE」事業では、外国人住民の生活相談を他機関と連携しながら進めるとともに、日本人と外国人住民の交流促進に努めています。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【119,840】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
コミュニティビジネスに関する情報提供並びに支援事業	府中市市民活動センター「プラット」運営事業 他	通年	府中市	26名	一般市民	850,000	119,840

## (2) その他の事業

(事業費の総費用【 0 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
	今年度は実施せず				

## 令和8年度

## 事業計画書

特定非営利活動法人エンツリー

## 1 事業実施の方針

- ・府中事業のうち、市民活動センタープラット指定管理事業では、市民協働に資する講座の運営や市民活動団体育成のイベントや情報提供、協働のコーディネートなどを積極的に推進していきます。
- ・多文化共生センターDIVE事業では、外国人住民の生活相談を他機関と連携しながら進めるとともに、日本人と外国人住民の交流促進に努めています。
- ・国分寺市等近隣自治体との協働も模索し、可能なものから取り組んでいきます。
- ・今年度は新たに川崎市多摩区の多摩市民館指定管理業務を、川崎市内2団体とのJVで開始します。これまでの事業を確実に継承し、地域ネットワークを築いていき、エンツリーらしい展開へと発展させていきます。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【185,357】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
コミュニティビジネスに関する情報提供並びに支援事業	府中市市民活動センター運営事業	通年	府中市	18名	一般市民	850,000	99,436
	多文化共生センターDIVE運営事業	通年	府中市	5名	一般市民、外国籍市民	1,200	18,304
	国分寺市受託事業	通年	国分寺市	3名	一般市民	300	925
社会教育（生涯学習）施設等の管理運営及び社会教育（生涯学習）振興事業の企画・実施	川崎市多摩市民館管理運営事業	通年	川崎市	5名	一般市民	500,000	66,542

## (2) その他の事業

(事業費の総費用【100】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
物品販売事業	飲料品等の販売事業	通年	府中市・川崎市	2名	100

## 7年度 活動予算書（その他事業がある場合）

特定非営利活動法人エンツリー

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	40,000		0		40,000
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益		0	0		0
3 受取助成金等 受取補助金		0	0		0
4 事業収益 府中市民活動センタープラット運営事業 多文化共生センターDIVE運営事業 府中の森公園受託事業	97,894,000 19,777,363 3,740,000	121,411,363			121,411,363
5 その他の収益 雑収益 受取利息		0 4,000	4,000		4,000
経常収益計		121,451,363	4,000		121,455,363
【B】 経常費用					
1 事業費					
(1) 人件費 給料手当 法定福利費 通勤手当 福利厚生費	81,112,000 8,368,000 1,511,000 1,337,000	92,328,000			92,328,000
(2) その他経費 賃借料 諸謝金 消耗品費 外注費 通信運搬費 印刷製本費 その他	2,695,000 2,432,800 1,612,200 0 806,000 507,000 16,593,000	24,646,000			24,646,000
事業費計		116,974,000			116,974,000
2 管理費					
(1) 人件費 給料手当 法定福利費 福利厚生費 役員報酬	0 0 0 0	0	0		0
(2) その他経費 支払い報酬 消耗品費 交際費 旅費交通費 通信運搬費 会議費 支払手数料 その他	1,300,000 150,000 30,000 10,000 50,000 0 10,000 1,316,000	2,866,000			2,866,000
管理費計		2,866,000			2,866,000
経常費用計		119,840,000			119,840,000
当期経常増減額 【A】 - 【B】 ···①		1,611,363	4,000		1,615,363
【C】 経常外収益					
固定資産売却益 過年度損益修正益					
経常外収益計		0	0		0
【D】 経常外費用					
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損					
経常外費用計		0	0		0
当期経常外増減額 【C】 - 【D】 ···②		0	0		0
経理区分振替額 ···③		4,000	-4,000		
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③ ···④	161,363	1,611,363	0 4,000		1,615,363
法人税、住民税及び事業税 ···⑤					300,000
前期繰越正味財産額 ···⑥					29,415,013
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥					30,730,376

設立・定款変更用

## 8年度 活動予算書（その他事業がある場合）

## 特定非営利活動法人エンツリー

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
【A】 経常収益					
1 受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費		40,000		0	40,000
2 受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益		0		0	0
3 受取助成金等 受取補助金		0		0	0
4 事業収益 府中市市民活動センター・プラット運営事業 多文化共生センターDIVE運営事業 国分寺市受託事業 川崎市多摩市民館管理運営事業 飲料品等の物品販売事業	99,635,500 19,761,000 1,119,000 70,000,000	190,515,500	100,000	190,615,500	
5 その他の収益 雑収益 受取利息		0 100,000 4,000	4,000	4,000	
経常収益計		190,555,500	104,000	190,659,500	
【B】 経常費用					
1 事業費 (1) 人件費 給料手当 法定福利費 通勤手当 福利厚生費	102,224,000 10,868,000 1,837,000 1,711,000	116,640,000	0	116,640,000	
(2) その他経費 賃借料 諸謝金 消耗品費 外注費 通信運搬費 印刷製本費 その他	2,810,000 4,149,800 3,842,200 0 1,391,000 629,000 44,553,000	57,375,000	0	57,375,000	
事業費計		174,015,000	0	174,015,000	
2 管理費 (1) 人件費 給料手当 法定福利費 福利厚生費 役員報酬	0 0 0 0	0	0	0	
(2) その他経費 支払い報酬 消耗品費 交際費 旅費交通費 通信運搬費 会議費 支払手数料 その他	1,800,000 350,000 80,000 110,000 170,000 0 22,000 8,810,000	11,342,000	0	11,342,000	
管理費計		11,342,000	0	11,342,000	
経常費用計		185,357,000	0	185,357,000	
当期経常増減額 【A】 - 【B】 ···①		5,198,500	104,000	5,302,500	
【C】 経常外収益					
固定資産売却益 過年度損益修正益					
経常外収益計		0	0	0	
【D】 経常外費用					
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損					
経常外費用計		0	0	0	
当期経常外増減額 【C】 - 【D】 ···②		0	0	0	
経理区分振替額 ···③		104,000	-104,000		
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③ ···④	5,302,500	5,198,500	104,000	5,302,500	
法人税、住民税及び事業税 ···⑤			600,000		
前期繰越正味財産額 ···⑥			30,730,376		
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥			35,432,876		